

10 年保存

930.53.2

基監発第 0216001 号

平成 21 年 2 月 16 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

建設労働者の労働条件の確保・改善に関する国土交通省との
通報制度等の運用について

建設労働者の労働条件の確保・改善に関する国土交通省との通報制度等については、平成 21 年 2 月 16 日付け基発第 0216004 号「建設労働者の労働条件の確保・改善に関する国土交通省との通報制度等について」（以下「局長通達」という。）により指示されたところであるが、この運用に当たっては、下記により実施されたい。

記

1 局長通達記の 2 の「通報事案」について

局長通達に基づく通報制度により通報を行うのは、労働基準監督機関において監督指導を実施した結果、労働基準法第 23 条、第 24 条、第 37 条又は最低賃金法第 4 条の法違反（ただし、軽微な法違反を除く。）が認められた事案であって、当該法違反の背景に元請業者による建設業法第 19 条の 3（不当に低い請負代金の禁止）、第 19 条の 4（不当な使用資材等の購入強制の禁止）、第 24 条の 3（下請代金の支払）又は 24 条の 5（特定建設業者の下請代金の支払期日等）（以下「建設業法第 19 条の 3 等」という。別添 1 参照）に違反する行為の存在が疑われ、かつ、下請業者による国土交通省への通報の意向を確認した場合とする。

なお、元請業者、下請業者は、それぞれ建設業法第 2 条第 5 項の元請負人、下請負人をいう。

2 局長通達記の 2 の「通報事案」の確認方法について

(1) 「法違反の背景に元請業者による建設業法第 19 条の 3 等に違反する行為

が存在しているおそれのある事案」に該当するか否かは、下請業者の申立て等から事実関係を確認した上で、判断すること。

- (2) 上記(1)の場合、労働基準監督機関においては建設業法に基づく調査権限はなく、主に下請業者の申立て等により建設業法に違反する事実の聴取を行うこととするが、聴取の際、下請業者から契約書等の違反事実に係る書類が提出された場合は、これらの書類により違反のおそれがあるか否かの確認を行うこと。

なお、下請業者から取引状況等を聴取するに際しては、建設業法に抵触する事実関係を把握しておくことが重要であることから、別添2の「下請取引の適正化に関する通報事案確認表」を活用し、これを下請業者に記入させることにより具体的な状況の把握に努めること。

また、監督指導の際、下請業者が希望する場合には、担当者が具体的な状況を聴取しつつ、確認表に記入することとしても差し支えないこと。

3 局長通達記の1(2)「相談窓口の教示等」について

局長通達記の1(2)の「国土交通省への取次ぎ」は、別途送付する建設業法に係るリーフレットを配布し、国土交通省における相談窓口を的確に教示するものであるが、下請業者の相談に際し、必要に応じ、当該機関の担当者への事前連絡を行う等により相談対応が円滑に行われるよう配慮に努めること。

4 局長通達記の3の「通報の方法・時期」について

- (1) 労働基準監督署において通報を行う場合には、別添3「建設労働者の労働条件の確保・改善に関する国土交通省との通報制度に係る報告について」に別添2を添付の上、都道府県労働局（以下「局」という。）を経由して本省監督課へ報告すること。
- (2) 建設業法に係るリーフレットを配付した事業場数及び国土交通省における相談窓口を教示した件数については、別添4により四半期ごとに翌月20日までに局を経由して本省監督課へ報告すること。

5 労働基準監督機関からの通報に当たっての留意事項

- (1) 本通報制度の運用に当たっては、労働基準監督機関は建設業法に係る権限を有していないことに十分留意の上、通報事案の把握、取次ぎを適切に行うとともに、下請業者に対し、労働基準監督機関が建設業法に係る権限を有しているかのような誤解を与えることのないよう、言動等に十分注意すること。
- (2) 通報に当たっては、下請業者と元請業者との間の取引関係への影響に十

分留意する必要があることから、下請業者の意向に十分な配慮を行うとともに、秘密保持に万全を期すこと。

なお、本通報制度は、通報した下請業者が元請業者に対して匿名を希望する場合であっても本制度の対象となり得るが、下請業者から元請業者名を明らかにすることの了解を得られない場合は、本制度の対象とならないことに留意すること。

- (3) 通報を行った事案については、個別の事案ごとに処理状況の回報はなされないことから、労働基準監督機関においては、受付後の通報事案の処理状況について把握できないものであることについて、下請業者に対し、あらかじめ説明しておくこと。

また、通報後、下請業者から処理状況を問われた場合であっても、労働基準監督機関においては既に通報済であるが、具体的な処理状況の説明を行うことはできないことについて丁寧な説明に努めるとともに、必要に応じ、当該下請業者から照会があった旨、本省監督課を通じて国土交通省へ連絡すること。

- (4) 局長通達記の1のとおり、建設業法違反の通報がなされた場合でも、労働基準関係法令違反の是正が猶予されるものでないことは言うまでもないところであり、建設業法違反の改善の有無にかかわらず、労働基準関係法令違反については、所定の是正期日までには是正を行う必要があることについて、下請業者に対し十分説明しておくこと。
- (5) 本通報制度の運用に当たって生ずる建設業法の解釈等の疑義については、本省において一括して国土交通省へ照会することとしているので、これらの疑義等がある場合には、本省監督課に提出すること。

6 その他

通報した事案については、国土交通省から、処理件数等の処理状況、措置結果の概要等についての回報が、別添5により6か月ごとに行われることとなっているので、報告があり次第、局に対して情報提供することとする。

建設業法（抄）（昭和 20 年 5 月 2 日法律第 28 号）

第 2 条（定義）

この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。

- 2 この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。
- 3 この法律において「建設業者」とは、第三条第一項の許可を受けて建設業を営む者をいう。
- 4 この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。
- 5 この法律において「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいい、「元請負人」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。

第 19 条の 3（不当に低い請負代金の禁止）

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

第 19 条の 4（不当な使用資材等の購入強制の禁止）

注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。

第 24 条の 3（下請代金の支払）

元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。

- 2 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

第 24 条の 4（検査及び引渡し）

元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から二十日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。

- 2 元請負人は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければならない。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から二十日を経過した日以前の一定の日引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りでない。

第 24 条の 5（特定建設業者の下請代金の支払期日等）

特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が政令で定める金額以上の法人であるものを除く。以下この条において同じ。）における下請代金の支払期日は、前条第二項の申出の日（同項ただし書の場合にあっては、その一定の日。以下この条において同じ。）から起算して五十日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定められなければならない。

- 2 特定建設業者が注文者となった下請契約において、下請代金の支払期日が定められなかったときは前条第二項の申出の日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは同条第二項の申出の日から起算して五十日を経過する日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。
- 3 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となった下請契約に係る下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。
- 4 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となった下請契約に係る下請代金を第一項の規定により定められた支払期日又は第二項の支払期日までに支払わなければならない。当該特定建設業者がその支払をしなかったときは、当該特定建設業者は、下請負人に対して、前条第二項の申出の日から起算して五十日を経過した日から当該下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に国土交通省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

別表第一

土木一式工事	土木工事業
建築一式工事	建築工事業
大工工事	大工工事業
左官工事	左官工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
石工事	石工事業
屋根工事	屋根工事業
電気工事	電気工事業
管工事	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業
ほ装工事	ほ装工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
板金工事	板金工事業
ガラス工事	ガラス工事業
塗装工事	塗装工事業
防水工事	防水工事業
内装仕上工事	内装仕上工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業
熱絶縁工事	熱絶縁工事業
電気通信工事	電気通信工事業
造園工事	造園工事業
さく井工事	さく井工事業
建具工事	建具工事業
水道施設工事	水道施設工事業
消防施設工事	消防施設工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業

- (1) 事業場名 _____
- (2) 建設業許可の有無 ☐有（許可行政庁名： _____、許可番号：第 _____号）
☐無
- (3) 所在地 〒 _____
- (4) 契約件名 _____
- (5) 本社又は営業所所在地 〒 _____
- (6) 代表者 _____

4 通報事案の概要（該当するものにチェックしてください。）

（1）下請代金の支払い遅延

下請代金が未払い又は一部未払いである。

※1）①注文者から出来高払い又は竣工払を受けた日から30日以内が支払期限

②下請業者が引渡しの出発を行った日から起算して50日以内が支払期限

（特定建設業者の場合①、②のいずれかの早い期日が支払期限）

☐元請業者が、支払期日に下請代金を支払わない（下請業者からの請求書の提出遅れによる場合も含む。）。

☐その他

（

）

☐証拠書類等がある

（2）不当に低い請負代金の額とする請負契約

自己の取引上の地位を不当に利用して（※2）、建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結させられた。

※2）取引上の優越的な地位にある元請業者が、下請業者を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いているものであること（「取引上の優越的地位」に当たるか否かは、元請下請間の取引依存度等により判断されること（元請業者が下請業者にとって大口取引先に当たる等））

①追加工事等に伴う増加費用負担

②工期変更に伴う増加費用負担

③指値発注（下請業者と十分な協議をせず又は協議に応じず、元請業者の額を提示すること）

④赤伝処理（建設工事で発生する費用等（廃棄物処理費用等）を支払時に差し引くこと）

⑤工期短縮等に伴う増加費用負担

⑥やり直し工事に伴う増加費用負担

⑦その他

☐内容

[

]

☐証拠書類等がある

（3）不当な使用資材等の購入の強制

自己の取引上の地位を不当に利用して（※2）、建設工事に使用する資材、機械器具、これらの購入先を指定し、購入させられた。

※3）「不当な使用材料の購入強制」が禁止されるのは、下請契約の締結後における行為に限られる。

☐内容

[

]

☐証拠書類等がある

5 その他特記事項（行為の内容、状況等）

別添3

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局監督課長 殿

〇〇労働局労働基準部長

建設労働者の労働条件の確保・改善に関する国土交通省との
通報制度に係る報告について

標記について、平成 21 年 2 月 16 日付け基監発第 0216001 号に基づき、下記の事業場について、建設業法第 19 条の 3 等の違反のおそれのある事案を把握したので、別添のとおり、該当事業場に係る「下請取引の適正化に関する通報事案確認表」(写)を添付して報告します。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局監督課長 殿

〇〇労働局労働基準部長

建設労働者における労働条件の確保・改善に関する国土交通省
との通報制度等に係る報告について

建設業法に係るリーフレットを配付した事業場数、建設業法第 19 条の 3 等の
違反のおそれがあり相談窓口を教示した件数等について、平成 年度第 四半
期分を下記のとおり報告します。

記

		月分 (月 日 ～ 月 日 分)	月分 (月 日 ～ 月 日 分)	月分 (月 日 ～ 月 日 分)	合 計
1	建設業法に係るリーフレットを配付 した事業場数	事業場	事業場	事業場	事業場
2	ア 建設業法第 19 条の 3 等違反の おそれがあり相談窓口を教示 した件数 (労働基準法第 24 条等の違反 の有無は問わない)	件	件	件	件
	イ 上記ア以外の場合で、業者の意 向等により相談窓口を教示し た件数	件	件	件	件
	教示件数合計	件	件	件	件

※下請業者にリーフレットの配布により相談窓口を教示した場合は、1、2のいずれにも計上すること。

事 務 連 絡
年 月 日

厚生労働省労働基準局監督課長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

下請取引の適正化に関する通報事案の処理状況について（報告）

標記について、平成 年度（ 上 ・ 下 ）半期（平成 年 月から平成 年 月）分を、下記のとおり報告します。

記

1 処理状況

	前期繰越 件数	新規受付 件数	対象外	当期処理済件数				次期繰越 件数
				措 置		不問	計	
				勧告	指導			
計								

（処理済累計（※））

	処理済件数 (対象外を含む)	対象外	処理済			
			措 置		不問	計
			勧告	指導		
計						

※処理済累計：当年度に処理した件数の累計

2 措置結果の概要・処理事例等
別紙のとおり